

改正

---

公職選挙法等の  
手引

令和3年－7年版

---

# もくじ

## 第1章 押印義務の見直し

■令和2年総務省令第132号／令和2年総務省令第130号（令和2年12月28日公布、令和3年1月1日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	13
[2] 改正の概要	13

■令和3年政令第29号／令和3年総務省令第10号（令和3年2月15日公布・施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	18
[2] 改正の概要	18
(1) 公職選挙法施行令の一部改正	18
(2) 政治資金規正法施行令及び施行規則の一部改正	18
(3) 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正	19

## 第2章 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法

■令和3年法律第82号（令和3年6月18日公布、令和3年6月23日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	22
(1) 新型コロナウイルス感染症患者等の投票について	22
(2) 各党各会派における議論	24
(3) 国会における審議経過	25
[2] 特例法の概要	26
(1) 趣旨	26
(2) 定義	27
(3) 特例郵便等投票	28
(4) 情報の提供	31
(5) 特定患者等選挙人の努力	32
(6) 罰則	32

(7) 郵便等による送付による費用の負担	33
(8) 指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用	34
<b>[3] 特例郵便等投票の手続・方法</b>	<b>34</b>
(1) 投票用紙の請求	35
(2) 請求書の記載	36
(3) 書面の提示等	36
(4) 請求書等の郵送	37
(5) 選挙人名簿等との対照と特定患者等であることなどの確認	38
(6) 情報の提供	38
(7) 投票用紙の発送	39
(8) 投票の記載	39
(9) 投票の送付	39
<b>[4] 新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け変更に伴う運用の変更</b>	<b>40</b>

### **第3章 国民投票制度の一部見直し**

■令和3年法律第76号（令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行）

<b>[1] 背景、成立に至る経緯</b>	<b>44</b>
<b>[2] 改正の概要</b>	<b>45</b>
(1) 投票人名簿等の縦覧制度の廃止、投票人名簿の抄本等の閲覧制度の創設	45
(2) 「在外選挙人名簿」への登録の移転制度（出国時申請）創設に伴う国民投票の「在外投票人名簿」への登録についての規定の整備	47
(3) 共通投票所の創設	47
(4) 期日前投票事由の追加、期日前投票の投票時間の弾力的な設定	48

(5) 洋上投票の対象の拡大	49
(6) 繰延投票の期日の告示の期限の見直し	50
(7) 投票所に入ることができる子どもの範囲の拡大	50

## 第4章 国会議員の選挙等の執行経費の見直し等（令和4年）

■令和4年法律第16号（令和4年4月6日公布・施行／公職選挙法の一部改正については令和5年3月1日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	54
(1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正	54
(2) 公職選挙法改正の背景	55
[2] 改正の概要	56
(1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正	56
(2) 公職選挙法の一部を改正する法律	57

## 第5章 選挙事務関係者の住所告示の見直しなど

■令和4年政令第172号、令和4年総務省令第32号（令和4年4月6日公布・施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	60
[2] 改正の概要	60
(1) 選挙事務関係者の住所の一部の告示	60
(2) 病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件	61
(3) 公営単価の改定	62
(4) 点字投票で使用できる点字	64

## 第6章 投票所への電子判決書記録事項証明書の所持など

■令和4年法律第48号（令和4年5月25日公布、令和4年5月25日から4年を超えない範囲内に施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	68
[2] 改正の概要	68
(1) 投票所への電子判決書記録事項証明書の所持	68
(2) 尋問に代わる書面の提出	69
(3) 選挙関係訴訟の判決に係る電子判決書記録事項証明書の送付	69
(4) 新公職選挙法において準用する送達に関する規定の整備	70

## 第7章 衆議院小選挙区の区割り変更及び期日前投票等に関する宣誓書に係る見直し

■令和4年法律第89号（令和4年11月28日公布、令和4年12月28日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	72
[2] 改正の概要	72
(1) 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に係る改正	72
(2) 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に係る改正	74

■令和4年政令第387号、令和4年総務省令第81号（令和4年12月23日公布、改正令：原則として令和4年12月28日。宣誓書に係る申立ての内容の見直しに関する事項は令和5年3月1日施行、改正則：令和5年3月1日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	77
[2] 改正の概要	78
(1) 期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直し	78
(2) 衆議院比例代表選出議員の選挙の候補者等に係る政治活動用立札・看板の総数に係る規定の整備	79
(3) 衆議院小選挙区選出議員の選挙における選挙事務所の数及び法定選挙運動費用の特例	79

## 第8章 最高裁判所裁判官国民審査における在外審査・洋上投票制度の新設

■令和4年法律第86号（令和4年11月18日公布、令和5年2月17日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	82
[2] 改正の概要	82
(1) 在外審査制度の新設	82
(2) 洋上投票制度の新設	88
(3) 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知等に係る規定の整備	90
(4) 開票立会人の選任に係る規定の整備	91
(5) 審査分会立会人及び審査立会人の選任要件の緩和	91
(6) 投票等、審査に関する書類の保存に関する事務の合理化	91

■令和5年政令第32号・33号（令和5年2月10日公布、令和5年2月17日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	93
[2] 改正の概要	93
(1) 最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正	93
(2) 公職選挙法施行令の一部改正	96
(3) 施行期日等	96

## 第9章 直接請求制度における運用上の留意事項

■令和4年総務省令第82号（令和4年12月28日公布・施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	100
[2] 改正の概要	101
(1) 署名収集者及び署名者の制度理解の促進	101
(2) 署名簿の縦覧制度における個人情報への配慮	105

[3] 署名の偽造、不正な署名収集への対応	106
(1) 地方自治法施行規則の一部改正	107
(2) 市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正	107
(3) その他	108

## 第10章 請負禁止の範囲の明確化・緩和、災害等の場合の議会の招集日の変更

■令和4年法律第101号（令和4年12月16日公布、請負禁止の範囲の明確化・緩和：令和5年3月1日施行／災害等の場合の議会の招集日の変更：令和4年12月16日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	110
[2] 改正の概要	111
(1) 請負禁止の範囲の明確化・緩和	111
(2) 災害等の場合の議会の招集日の変更	112
〈参考〉立候補環境の整備	114

## 第11章 在外選挙人証の交付方法等の見直し

■令和6年政令第11号（令和6年1月19日公布、令和6年7月19日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯	118
[2] 改正の概要	119
(1) 在外選挙人証の記載事項変更時等における交付方法の見直し	119
(2) 在外選挙人名簿の登録申請書等の送付方法の見直し	125
(3) 在外選挙人名簿に登録しなかった場合等の通知方法の見直し	126
(4) 在外公館に対する電子メールによるデータの送信方法	128
(5) 在外選挙人証記載事項の変更の届出等	128

(6) 公印印影データの取扱い .....	128
(7) 在外選挙人名簿への迅速な登録を .....	129

## 第12章 ポスターの品位保持・選挙運動に関する規格の簡素化

■令和7年法律第19号（令和7年4月2日公布、令和7年5月2日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯 .....	132
[2] 改正の概要 .....	133
(1) ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設 .....	133
(2) ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設 .....	136

■令和7年法律第20号（令和7年4月2日公布、令和8年1月1日施行）

[1] 背景、成立に至る経緯 .....	140
[2] 改正の概要 .....	141
(1) 公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化 .....	141
(2) 公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一 .....	142
(3) 最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方の検討 .....	147

## 第13章 国会議員の選挙等の執行経費の見直し等（令和7年）

■令和7年法律第50号／令和7年政令第200号／令和7年総務省令第57号（令和7年6月4日公布・施行）

[1] 背景、成立に至る経緯 .....	154
(1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正 .....	154
(2) 公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正 .....	154

[2] 改正の概要	155
(1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び同法施行令の一部改正	155
(2) 公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部改正	157
■令和7年政令第227号（令和7年6月27日公布、令和7年6月28日施行）／令和7年総務省令第64号（令和7年6月27日公布・施行）	
[1] 背景、成立に至る経緯	159
[2] 改正の概要	159
(1) 報酬及び実費弁償の額の基準の引き上げ	159
(2) 公職選挙法施行規則の一部改正	161



## 第1章

---

# 押印義務の見直し

■令和2年総務省令第132号 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令／令和2年総務省令第130号 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(令和3年1月1日施行)

---

## 押印義務の見直し

### ○公職選挙法施行規則の一部改正

#### 別記押印欄の廃止

別記様式のうち、立候補の届出等の国民等が行政機関等に対して行う申請等に係る様式について、押印欄を削除することとされた。

#### 本人確認書類の提示

押印欄を削除することとされた様式のうち、別の書類に添付することとされている書類に係る様式を除き、届出の際に本人確認書類の提示等を行う旨等の備考を追加された。

### ○日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正

別記第65号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

**備考** 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## [1] 背景、成立に至る経緯

政府全体として法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めていた行政手続について、「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」、及び「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づいて、規制改革推進会議が提示する基準に照らして必要な検討が行われた結果、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）により規定されている押印義務が求められる申請等の手続について、別記様式の改正が行われた。

## [2] 改正の概要

- 立候補の届出時の押印義務を廃止。届出者にとって最も簡便な方法での届出が可能に

これまで立候補届出書類等を受理するにあたって、その真正性を確認するために一律に書面への記名押印を求めていたが、今回の改正では記名押印の義務付けを廃止し、1.又は2.のいずれかの方法によって届出書類等の真正性を確認できるようになった。

1. 届出等の名義人（候補者、政党その他の政治団体の代表者、出納責任者等）本人の本人確認書類の提示又は提出をする
2. 代理人が届け出る場合には、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をする

条第 7 項)。したがって、今回の改正によって候補者等がすることができる政見放送の回数に影響はない。

## 第5章

---

### 選挙事務関係者の 住所告示の見直しなど

- 令和4年政令第172号、令和4年総務省令第32号 公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（ともに令和4年4月6日施行）
- 

## 選挙事務関係者の住所告示の見直しなど

### [1] 背景、成立に至る経緯

最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費の限度額を引き上げるとともに、投票管理者等を選任した場合にこれらの者の住所の一部の告示について定めることを目的に行われた。

### [2] 改正の概要

#### (1) 選挙事務関係者の住所の一部の告示（公職選挙法施行令第25条、第68条及び第81条関係）

選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長又はこれらの職務代理者（以下、選挙事務関係者）を選任した場合は、住所と氏名を告示しなければならない。ここで告示すべき「住所」については、これまで住所の一部のみ（市区町村名のみなど）とすることはできないと解されていた。このため、住所の全部を告示することにより、プライバシーを侵害されることへの不安から、投票管理者への選任を断られるケースが報告されていた。これを受け、「令和3年の地方分権改革に関する提案募集」では、

告示事項を見直すよう提案がなされていた。こうした提案などを踏まえ、選挙管理委員会が選挙事務関係者を選任した場合の住所の告示について、住所を全部告示することに支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって代えることができることとされた。「住所を全部告示することに支障があると認めるとき」とは、具体的には次のようなときを指すと考えられる。

- ・住所の全部を告示することにより、選挙事務関係者の安全やプライバシーが不当に侵害されるおそれがあるとき
- ・選挙事務関係者が住所の全部の告示に不安や懸念を感じており、住所の全部を告示することが事務の円滑な執行の妨げとなるとき

また、「住所の一部」とする場合には、住所の市区町村まで（指定都市は行政区まで）とすることが適当である。ただし、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙においては、選挙区の大きさ等に応じて住所の町字までとするなど、地域の実情を勘案して判断することが適当であろう。

## **(2) 病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件（公職選挙法施行令第55条第9項関係）**

不在者投票管理者は不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行する役目を担う。病院を不在者投票施設として指定する場合は、病院の院長を不在者投票管理者とすることとされており（公職選挙法施行令第55条第2項）、こ

名簿に署名できないときではないのに代筆を行った場合には、罰則の適用がある旨の記載が追加された。

### (3) その他

改正規則の施行の際、現にある改正規則による改正前の様式（旧様式）により使用されている書類は、改正規則による改正後の様式によるものとみなすこととされた（改正規則附則第2条第1項関係）。

また、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとされた（改正規則附則第2条第2項関係）。

## 第10章

---

**請負禁止の範囲の  
明確化・緩和、災害等の  
場合の議会の招集日の変更**

■令和4年法律第101号 地方自治法の一部を改正する法律  
(請負禁止の範囲の明確化・緩和: 令和5年3月1日施行/災害等の場合の議会の招集日の変更: 令和4年12月16日施行)

---

## 請負禁止の範囲の明確化・緩和、災害等の場合の議会の招集日の変更

### [1] 背景、成立に至る経緯

人口減少と少子高齢化を背景に、地方議会の議員の構成における多様性の欠如と担い手（議員のなり手）不足が大きな課題となっている。特に改正前の地方自治法第92条の2において定められていた「議員の地方公共団体に対する請負禁止」については、禁止の対象が単に「請負」とのみ規定されており、その請負の範囲が条文上で明確でないことから、立候補する者の懸念材料となっており、これが議員の担い手不足の一因となっていることが指摘されていた。また、改正前の地方自治法では大規模災害発生時など議員の応召が困難な事案が発生した場合の対応が明らかでないこと（行政実例では告示後の開会日の変更ができないとされていたこと）についても懸念されており、「招集日の変更を可能にすべきではないか」との意見が出ていた。

そこで政府の第32次地方制度調査会において地方議会に関する議論が行われ、令和2年6月26日に「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」として取りまとめられた。その後、第33次同調査会で

も議論が重ねられ、令和4年12月28日に「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が取りまとめられた。一方、自由民主党では平成31年3月に「地方議会の課題に関するプロジェクトチーム」を設置して地方議会を巡る課題について議論が行われ、令和3年4月7日に「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」が取りまとめられた。この提言の中で「国会、政党において取り組む事項」とされた事項の一部について、令和4年の第210回国会で議員立法として提出され、地方自治法の一部を改正する法律が成立したものである。

## [2] 改正の概要

### (1) 請負禁止の範囲の明確化・緩和 (地方自治法第92条の2関係)

#### ・改正法による改正後の地方自治法 (下線部は改正箇所)

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第一百四十二条、第一百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。